

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

11月5日発行

vol.721

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

11/3

月祝

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

市表彰式

今年の市表彰式が原町区のホテル丸屋グランデで行われ、各分野で貢献された市民・団体の功績をたたえました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・市表彰式 ----- 2
- ・交通安全パレード ----- 4

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 12
- 福島県 ----- 16

●新潟県

- ・新潟県三条地域振興局地域整備部で勤務する会計年度任用職員(一般)を募集します ----- 17

11/3 月祝

市表彰式

今年の市表彰式が原町区のホテル丸屋グランデで行われ、各分野で貢献された市民・団体の功績をたたえました。

市表彰条例に基づき毎年11月3日、市勢の進展と公共の福祉に貢献し、その功労が顕著で他の模範となる方を表彰しています。



10/24 金

交通安全パレード

10月24日に、ゆめはっと周辺で交通安全パレードが開催されました。

当日は、多くの市民が見守る中、交通安全に関わる団体や原町区内の幼稚園・認定こども園の園児が街頭パレードを行いました。





南相馬市からのお知らせ

個人住民税(市民税・県民税)の電子申告について(令和8年度申告分から)

10月30日HP更新

令和8年度分(令和7年中の所得などに関する申告分)から、個人住民税(市民税・県民税)の電子申告が開始されます(令和7年12月以降に開始予定)。

これにより、自宅からマイナンバーカードを利用し、eLTAX(エルタックス) (※) のホームページやマイナポータルを経由して、個人住民税(市民税・県民税)の申告手続きが行えるようになります。

詳しくは、下記「[個人住民税申告の電子化に係る特設ページ](#)」をご確認ください。

(※) eLTAX(エルタックス)とは、地方税の申告、申請、納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

▶ 個人住民税申告の電子化に係る特設ページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>



▶ 電子申告リーフレット[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/densi_leaflet.pdf



令和8年度分の個人住民税から電子申告がスタート!

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます
 申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。
 スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス!

経路

- マイナポータル
- eLTAXホームページ
- 個人住民税電子申告システム
- 市区町村

個人住民税の申告とは?

次の人は1月1日に住所のある市区町村に所得について申告する必要があります。
 申告に基づいて市区町村は当年の個人住民税額を決定します。

個人住民税の申告義務者

- 前年所得がある人
- 所得額・所得割の決定申告を要しない人
- 所得割額・所得割率の決定申告を要しない人
- 所得割額・所得割率の決定申告を要しない人
- 所得割額・所得割率の決定申告を要しない人

個人住民税の申告義務がない人

- 所得額・所得割の決定申告を要しない人
- 所得割額・所得割率の決定申告を要しない人
- 所得割額・所得割率の決定申告を要しない人
- 所得割額・所得割率の決定申告を要しない人

Q&A

Q いつでも電子申告できますか?

A 市区町村が案内する申告期間(3月15日)までに申告する必要があります。ただし、システムは24時間・365日利用できますので、申告期限までに申告できなかった人や申告義務はないけれど申告する人は随時の申告が可能です。メンテナンス時間を除きます。

Q 電子申告には何が必要ですか?

A ●申告者を特定・確認するための電子申告にはマイナンバーカードが必要です。
 ●必要な入力情報(マイナポータル・eLTAX)の入力が必要です。
 ●マイナポータル・eLTAXには必要な入力情報が掲載されている必要があります。
 ●申告内容を確認するための源泉徴収票など所得金額の分かるものや、所得割額決定通知書などが必要です。
 ●申告完了後、送付先を指定するメールアドレスが必要です。

Q 電子申告した申告書は印刷できますか?

A 申告完了時に申告書をPDF形式でダウンロードできますので、必要に応じて印刷してください。

Q eLTAXの利用届出(利用者IDの取得)等は必要ですか?

A マイナンバーカードによる認証を行うため必要ありません。

問い合わせ

総務部 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226

令和7年度 巣立ち応援18歳祝い金の届出が始まります

11月4日HP更新



令和7年度のお祝い金の支給におけるご案内を、11月4日(火)に対象者へ発送しましたので、届出の手続きをお願いします。

なお、手続きについては、使用可能な通帳またはキャッシュカードを準備いただき、簡単に短時間(約3分)で申請ができるオンライン申請がおすすめです。

▶ 電子申請の方法について[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/dennshisinseinohouhouunituite.pdf>



▶ オンライン申請フォーム

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85



支給対象者

令和7年度に18歳になる方(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)で、以下対象者1、2のどちらかに該当する方

- **対象者1** 令和7年10月1日時点で3カ月以上南相馬市に住民票がある方
- **対象者2** 進学、結婚などを理由に市外に住所を有している方で、親権者(親)や親類など実際に支給対象者を養育した者が令和7年10月1日時点で3カ月以上南相馬市に住民票がある方

【例1】 仙台市の高校に進学するために本人の住民票は仙台市にあるが、親の住民票は南相馬市にある方

【例2】 東日本大震災で本人と母は市外に引っ越したが、父は仕事のため南相馬市に残り、父の住民票は市内にある方

● 支給要件に該当するか個別に確認いたしますので、こども家庭課までお問い合わせください。

次ページへ続きます 

届け出方法

1、2のどちらかで届け出てください。(手続きの手間がかからない1での申請をお勧めします)

1. オンライン申請フォームから登録する。
2. 届出書様式に、様式に記載の添付書類を添えて下記担当まで郵送する。

▶ 巣立ち応援18歳祝い金支給届出書 [Word] (RTFファイル)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/sudachiouenn18saiwaikinnsikyuuutodokedesho.rtf>



▶ 巣立ち応援18歳祝い金支給届出書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/sudachiouenn18saiwaikinnsikyuuutodokedesyoPDF.pdf>



問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 こども企画係

TEL 0244-24-5229



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/s60HXWTBjJU>

今週の番組

番組内容 [10/31~11/7]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 南相馬市中学生海外研修報告会 オーストラリア編 part2
- 28分～ Minamisoma Weekly 「ワクチン接種とピロリ菌検査」
- 31分～ 博物館通信vol.36
- 37分～ 図書館通信11月号
- 41分～ Minamisoma Weekly 「報徳仕法part2」
- 44分～ 南相馬見聞録 蛸沢稻荷神社
- 49分～ 四季百景 ～新田川の流れと共に～
- 53分～ 南相馬市LINE公式アカウント 利用方法
- 58分～ #みんなの南相馬ポスト
- 59分～ 11月休日当番医/YOUTUBE配信



市総合防災訓練

10月29日HP更新

11月29日(土)に、大規模な地震および津波の発生を想定した令和7年度南相馬市総合防災訓練を実施します。

訓練当日の午前8時頃に防災行政無線、防災メール、緊急速報メールなどの配信を行います。
訓練ですのでお間違えのないようお願いします。

【問合せ先】南相馬市危機管理課
電話：0244-24-5232

令和7年度 南相馬市 総合防災訓練

『地震・津波防災訓練』

11月29日(土) 午前 8:00～

全市民対象訓練

※ 防災行政無線、防災メール、緊急速報メール等の配信を行います。訓練ですので、お間違えのないようお願いします。

午前8:00頃 震度6強の地震発生
午前8:00頃 大津波警報 発表
午前8:05頃 浸水想定区域 避難指示

①シェイクアウト訓練
☐ 自分の身を守る「3つの安全行動」を行います。
 ① しゃがみ ② 頭を守り ③ 動かない
 1分程度

②確認訓練
☐ 防災マップ(地震・津波編)で、自宅が津波により浸水する可能性があるか確認しましょう。
☐ 非常持ち出し品や非常用備蓄品を確認しましょう。
☐ 南相馬市公式LINEや防災メールなどを活用し、最新で正しい情報を入手できるように確認しましょう。
☐ 災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)など、家族内での連絡方法を決めておきましょう。

地震・津波の避難方法

揺れているときは…
☐ 身の安全を確保する
☐ 逃げ道を確保する

揺れがおさまったら…
☐ 火元の確認・初燃消火
☐ 傷を覆く
☐ 非常用持ち出し品の確認

津波の心配は？
 なし → 危険なし → 在宅避難
 あり → 危険あり → 避難所へ避難

津波警報・大津波警報

津波一時的避難場所等
安全な高い場所へ
すぐに避難！

11月29日(土) 令和7年度 南相馬市 総合防災訓練
午前9:30～11:30『地震・津波防災訓練』を行います！

避難所訓練

参加者には「防災食」のおみやげを配布します！
 参加申込みはこちらから
 申込期限 11月21日(金)まで

【問合せ先】南相馬市危機管理課
電話：0244-24-5232

時間 午前9:30～11:30頃
 場所 ①小高中学校(仮設校舎) ②万葉ふれあいセンター ③原町第二中学校(仮設校舎)
 担任 上屋敷・軍手

【訓練内容】
 ①避難者受入 ②防災講話 ③資機材確認・操作

「防災マップ(地震・津波編)」を確認しましょう！
 防災マップ(地震・津波編)で避難場所・避難経路・避難所を家族と一緒に事前に確認しましょう！

区	津波ハザードマップ浸水想定区域を含む地区	区	津波ハザードマップ浸水想定区域を含む地区
小高	一區 二區 三區 四區 五區 六區 七區 八區 九區 十區 十一區 十二區 十三區 十四區 十五區 十六區 十七區 十八區 十九區 二十區 二十一區 二十二區 二十三區 二十四區 二十五區 二十六區 二十七區 二十八區 二十九區 三十區 三十一區 三十二區 三十三區 三十四區 三十五區 三十六區 三十七區 三十八區 三十九區 四十區 四十一區 四十二區 四十三區 四十四區 四十五區 四十六區 四十七區 四十八區 四十九區 五十區 五十一區 五十二區 五十三區 五十四區 五十五區 五十六區 五十七區 五十八區 五十九區 六十區 六十一區 六十二區 六十三區 六十四區 六十五區 六十六區 六十七區 六十八區 六十九區 七十區 七十一區 七十二區 七十三區 七十四區 七十五區 七十六區 七十七區 七十八區 七十九區 八十區 八十一區 八十二區 八十三區 八十四區 八十五區 八十六區 八十七區 八十八區 八十九區 九十區 九十一區 九十二區 九十三區 九十四區 九十五區 九十六區 九十七區 九十八區 九十九區 一百區	小高	一區 二區 三區 四區 五區 六區 七區 八區 九區 十區 十一區 十二區 十三區 十四區 十五區 十六區 十七區 十八區 十九區 二十區 二十一區 二十二區 二十三區 二十四區 二十五區 二十六區 二十七區 二十八區 二十九區 三十區 三十一區 三十二區 三十三區 三十四區 三十五區 三十六區 三十七區 三十八區 三十九區 四十區 四十一區 四十二區 四十三區 四十四區 四十五區 四十六區 四十七區 四十八區 四十九區 五十區 五十一區 五十二區 五十三區 五十四區 五十五區 五十六區 五十七區 五十八區 五十九區 六十區 六十一區 六十二區 六十三區 六十四區 六十五區 六十六區 六十七區 六十八區 六十九區 七十區 七十一區 七十二區 七十三區 七十四區 七十五區 七十六區 七十七區 七十八區 七十九區 八十區 八十一區 八十二區 八十三區 八十四區 八十五區 八十六區 八十七區 八十八區 八十九區 九十區 九十一區 九十二區 九十三區 九十四區 九十五區 九十六區 九十七區 九十八區 九十九區 一百區

防災情報の入手方法

南相馬市公式LINE
 令和7年4月から、市公式LINEを開始しました。希望する情報を並び、市からのお知らせをタイムリーに受け取ることができます。
 「友だち登録」をお願いします！

災害時の安否確認方法

災害用伝言ダイヤル(171)
 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに沿って伝言の登録・再生を行ってください。
 171 → 1 → 被災地の電話番号 → 伝言を聞く
 171 → 2 → 被災地の電話番号 → 伝言を聞く

戸別受信機

防災行政無線の内容を受信することができ、戸別受信機を貸し出します。

防災メール

防災行政無線の放送内容をメールで受け取ることができます。

災害用伝言板(web171)

「web171」へアクセスし、画面に従って伝言情報の登録・閲覧を行ってください。

災害用伝言板(サービス)

各携帯事業者のメニューに従って伝言情報の登録・確認を行ってください。



問い合わせ

復興企画部 危機管理課

TEL 0244-24-5232



浪江町からのお知らせ

令和8年「浪江町二十歳を祝う会」を開催します

10月31日HP更新

今年度二十歳を迎える皆さん、おめでとうございます。
浪江町では、二十歳の方を対象に「二十歳を祝う会」を開催します。

とき

令和8年1月10日(土) 午後2時 開式

ところ

浪江町地域スポーツセンター サブアリーナ
(浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)

対象者

平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの方

その他

対象の方には、9月末に案内状をお送りしています。
通知が届かない場合は、生涯学習課社会教育係までご連絡ください。

問い合わせ

生涯学習課 社会教育係

TEL 0240-23-5601



(令和7年の様子)

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

11月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談に応じます。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
11月	5日(水)	11日(火) 25日(火)	18日(火)
12月	3日(水)	9日(火) 23日(火)	16日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介しますこととなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

【要予約・無料】11月20日 司法書士相談会が役場本庁舎で開催されます

11月1日HP更新

福島県司法書士会と浪江町の共催による、無料相談会を奇数月の第3木曜日に開催しています。ADR申立て、相続、土地・建物の不動産登記、成年後見など、1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談には予約が必要です

相談をご希望の方は、下記連絡先までお電話ください。
また、申し込みは先着順となりますので、あらかじめご了承ください。

浪江町役場 介護福祉課 避難生活支援係 **TEL 0240-34-0260**

日時

11月20日(木) 午後1時～4時

【相談受付時間】

	時間
(1)	13:00～13:30
(2)	13:30～14:00
(3)	14:00～14:30
(4)	14:30～15:00
(5)	15:00～15:30
(6)	15:30～16:00

※各30分間の計6枠
※申し込みは先着順です。

場所

役場本庁舎(浪江町大字幾世橋字六反田7-2)
1階 第一行政相談室

その他

上記以外の福島県司法書士会の無料相談については、福島県司法書士会のHPをご覧ください。か、福島県司法書士会総合相談センター(☎0120-81-5539)に電話でご確認ください。

▶ 福島県司法書士会ホームページ
<https://fk-shiho.com/consultation/>



問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260





双葉町からのお知らせ

特定帰還居住区域の一部における立入規制緩和区域の設定について

11月4日HP更新

「帰還困難区域における活動について」(令和6年6月1日改正原子力災害現地対策本部、原子力被災者生活支援チーム)に基づき、町と原子力災害対策本部、原子力被災者生活支援チームが協議を行い、特定帰還居住区域の一部において立入規制緩和区域が設定されましたので、お知らせします。

立入規制緩和区域図

添付地図の「立入規制緩和区域」で示される区域
(特定帰還居住区域のうち、下長塚、三字、羽鳥行政区にあたる区域)

緩和開始日時

令和7年11月4日(火)午前9時

▶ 双葉町における立入規制緩和区域図 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17102/01.pdf>



▶ 帰還困難区域における活動について

(令和6年6月1日改正原子力災害現地対策本部、原子力被災者生活支援チーム) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17102/02.pdf>



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

駅西住宅入居者募集(令和8年2月入居)のお知らせ

11月4日HP更新

双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備をいたしました。次の住宅の募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

募集住宅

●北エリア

住戸名	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
災害公営住宅	タウンハウス3DK	2	A-6、A-7	不可
再生賃貸住宅	タウンハウス3DK	1	B-2	不可

●南エリア

住戸名	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
災害公営住宅	戸建2LDK	1	5-6	不可
	タウンハウス1DK	1	E-3	不可
再生賃貸住宅	タウンハウス3DK	2	F-6、F-8	不可

※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせでご確認ください。

▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17114/001.pdf>



申込方法

「[駅西住宅申込書](#)」に必要事項を記入し、郵送、持参、メールのいずれかで総務課まで提出してください。

▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17114/002.docx>



▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17114/003.pdf>



次ページへ続きます 

●「駅西住宅申込書」の提出先

- ①郵送の場合……………〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 総務課 宛
- ②メールの場合………… soumu@town.futaba.fukushima.jp
- ③持参…………… 双葉町役場 総務課窓口(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

申込期限

12月1日(月)

※郵送の場合は、期限日までに必着。メールおよび持参の場合は、期限日の午後5時15分まで。

抽選について

申込先の住戸が競合した場合は抽選となります。抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。

抽選会後に同じ住戸区分の空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。抽選とならなかった方には、資格審査に関する書類を後日送付します。

申し込みから入居までのスケジュール

申し込み



申込書受理

抽選会

(申込住戸が競合した場合)



抽選会の案内・実施

(当選された方)



資格審査

審査に必要な書類のご案内をしますので、提出してください。



審査期間 約2週間

(審査に合格した場合)



入居予定者決定通知

入居予定者決定通知ほか発送

次ページへ続きます

- 入居手続と住まい方等に関する説明資料をお送りしますので、内容をご確認のうえ、必要書類を期日までに提出してください。
- 敷金として、月額家賃の3カ月分を納入してください。
- 連帯保証人を1人確保してください。
- 内覧希望者は入居予定者決定後から、入居予定の住戸内を見学できます。
(平日午前8時30分～午後5時、要予約、土日祝日不可)



約2週間後

入居説明会

- 入居説明会では、入居に関する重要事項を説明しますので、必ず参加してください。
- 説明会後に入居許可書と鍵をお渡しします。説明会を受けずに鍵をお渡しすることはできません。

入 居

入居許可日から20日以内に入居してください。

※ 双葉町(駅西住宅)に住民票を異動していただきます。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

双葉町公式YouTubeチャンネルから YouTube

【4Kドローン映像】ふたば空撮 2025年9月11日撮影

福島県双葉町をドローンで撮影した映像です。

2022年8月30日に一部地域の避難指示が解除された双葉町の様子をさまざまな角度で空撮しています。

▼今回の撮影場所

0:20 中野地区復興産業拠点

0:33 JR双葉駅東側

1:00 JR双葉駅西側

▶ <https://youtu.be/sSonzPMjFXM>





福島県からのお知らせ

令和7年度中間貯蔵施設事業に係るモニタリングの結果について

10月29日HP更新

福島県、大熊町、双葉町および環境省で締結した「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づき、中間貯蔵施設内、同施設の敷地境界および周辺環境において、放射能等のモニタリングを以下のとおり行いました。

調査期間

令和7年4月から令和8年2月まで(予定)

調査地点

- 中間貯蔵施設(大熊町および双葉町)
- 敷地境界(大熊町東大和久交差点付近、双葉町陣場下交差点付近)
- 中間貯蔵施設敷地内河川

調査項目

空間線量率、放射能濃度、有害物質など

調査結果

▶ 令和7年度中間貯蔵施設に係るモニタリング結果[PDF]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/714206.pdf>



※令和7年9月末現在

問い合わせ

中間貯蔵・除染対策課

TEL 024-521-7276

新潟県三条地域振興局地域整備部で勤務する 会計年度任用職員(一般)を募集します

- 勤務場所 新潟県三条地域振興局地域整備部
- 所在地 三条市興野1丁目13番45号
- 任用期間 令和7年12月1日～令和8年3月31日
- 業務内容 パソコンを用いた冬期間の除雪関連業務(除雪作業日報、除雪費集計システムの入力等)などの補助的業務に従事します。
- 募集人数 1人
- 募集期間 10月30日(木)～11月13日(木)
- 面接審査日 11月18日(火)

【会計年度任用職員(一般)とは】

有期限で任用し、正規職員の補助的業務に従事する短時間勤務の職員です。

1 応募の要件等

(1) 資格要件

年齢、学歴は問いませんが、一定の事務経験を有し、パソコンの基本的な操作(文書作成や表計算ソフトの操作など)ができることが望ましいです。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

2 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月曜日～金曜日(祝日および年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
- ・ 勤務時間 1日5時間50分(午前8時30分～午後3時20分、休憩は正午～午後1時)

(2) 報酬 日額 6,850円

次ページへ続きます 

(3) 通勤に要する費用

正規職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内で支給します。

(4) 正規職員と同様に、守秘義務(職務上知り得た秘密を守る義務)などの地方公務員法の規定が適用されます。

3 考查の実施

(1) 考查当日の受付

- ・ 日時 11月18日(火) ※受付時間は個別に電話連絡します。
- ・ 場所 新潟県三条地域振興局地域整備部総務課(2階)
住所 〒955-0046 三条市興野1丁目13番45号
電話 0256-36-2202(直通)

(2) 考查の内容

- ・ 考查の方法 面接考查
- ・ 考查の内容 会計年度任用職員(一般)の職務への適性などについて、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験に当たっての注意事項

- ・ 受験票は発行しませんので、当日は、受付時間までに直接会場においでください。遅刻者は受験できません。
- ・ 黒のボールペンを必ず持参してください。
- ・ ごみは、各自持ち帰ってください。

4 合格者の発表等

選考考查の結果(合否)は、面接日からおおむね7日以内に郵送で通知します。

5 考查結果の情報提供

この考查の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による請求では提供できません。

- ・ 提供請求できる人： 選考考查の受験者
- ・ 提供内容： 選考考查の総合ランク
- ・ 提供期間： 選考考查の結果(合否)通知日から1カ月間(土、日および祝日を除きます)
- ・ 提供時間： 午前8時30分～午後5時15分
- ・ 提供場所： 三条地域振興局地域整備部総務課

次ページへ続きます 

6 申込手続

(1) 申し込み方法

次のいずれかの方法により、申込書類を下記(4)の申込先まで持参または郵送してください。

- ハローワークを通じて申し込む場合
 - (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの
 - (イ) ハローワークから交付される紹介状
- 県に直接申し込む場合
市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの

※ 面接時間を電話で連絡しますので、履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。

※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「**会計年度任用職員(一般)採用選考考査申込**」と朱書してください。

※ インターネットやメールなどで、直接申し込みを行うことはできませんので、必ず持参または郵送で提出してください。

(2) 申込受付期間

10月30日(木)～11月13日(木) ※ 郵送の場合は、11月13日(木)必着

(3) 持参の場合の申込受付時間

午前8時30分～午後5時15分 (土、日および祝日は除きます。)

(4) 問い合わせ先および申込先

新潟県三条地域振興局地域整備部 総務課
〒955-0046 三条市興野1丁目13番45号
電話 0256-36-2202

▶新潟県会計年度任用職員(一般)募集のお知らせ[PDF]

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/778267_2468323_misc.pdf



問い合わせ

三条地域振興局 地域整備部 総務課

TEL 0256-36-2202



11月は 新潟県拉致問題等啓発月間

皆様一人ひとりから、『拉致は決して許さない』『一日も早く全ての拉致被害者を取り戻す』という決意が表明されることはこの問題の解決に向けた力強い後押しとなります。

この機会に、拉致問題等に対する関心や理解を深めていきましょう。

▲クマ出没特別警報発表中▲



クマ 注意

～罠・銃火器の警戒と命を守る行動を徹底してください～

- ①クマの出没が確認されている場所には近づかない
- ②単独行動を避ける
- ③外出する際は、音の鳴るものを携帯する
- ④人家周辺に生ゴミ等の誘引物を置かない

QRコード

鳥インフルエンザ に関する情報

県民の皆様へ
■鶏肉・鶏卵は「安全」です

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されてTELで、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2025.11.5現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511